

県立学校における対策の強化（5/16～6/12）

1 各教科等について

各教科等において以下のような「感染対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動」は慎重に検討すること。

- ・ 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」
- ・ 「近距離で一斉に大きな声を出す活動」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」など

2 学校行事等について

(1) 健康安全・体育的行事（健康診断・避難訓練・運動会・球技大会等）の実施について

① 運動会等の実施に当たっては、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や半日での開催など）の工夫をすること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

また、児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせるほか、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

② 健康診断については、例えば、保健室への入退室について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮すること。

③ 避難訓練や交通安全指導などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施すること。

(2) 文化的行事（文化祭・学習発表会等）の実施について

① 文化祭等の実施に当たっては、運動会等と同様に、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や期間の短縮など）の工夫をすること。各種準備や練習に関しては、一度に大人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

(3) 旅行・集団宿泊的行事（遠足・修学旅行等）の実施について

① 遠足などのバス等による移動に際し、車内の換気に十分注意し、マスクを着用し、会話を控えめにする。

② 修学旅行の実施に当たっては、修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握し、感染防止策の確実な実施や保護者などの意向を確認の上、適切に判断すること。その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をすること。

なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめてもらうなどの配慮をすること。

(4) 勤労生産・奉仕的行事（職場体験活動・地域清掃等）の実施について

① インターンシップ等の実施については、事前に受入先企業等との綿密な打合せを行い、実施時期や日数等を検討すること。また、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせる。

② 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

(5) 儀式的行事（始業式・終業式・卒業式等）の実施について

① 儀式的行事を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとつ

- たり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じること。
- (6) オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について
県をまたいだ移動となることから、参加の前後も含めて特に感染防止対策を徹底すること。
別添1「オープンキャンパス、会社説明会、受験等、生徒の進路に係る県外移動について」の
とおり

3 部活動について

(1) 感染拡大防止対策のガイドラインの遵守

活動の際には、競技団体が定める競技の特性に応じた感染拡大防止対策のガイドラインを遵守すること。

(2) 各部活動の感染防止対策の点検等

校長は、次のとおり別紙1「部活動における感染対策チェックリスト」を各部活動の顧問に作成させ、感染防止対策が遵守されているか毎日点検し、対策が不十分な部活動には、必要な指導を必ず行うこと。

また、部活動に参加する児童生徒に対して、感染防止対策の必要性等について注意喚起を行うこと。なお、注意喚起を行った後、別紙2により校長に報告すること。

(3) 活動日数

「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数とする。

(4) 対外試合

① 公式試合

青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校体育連盟及び青森県中学校文化連盟並びにこれらの団体の上位組織の団体が主催又は共催する大会、各競技団体（協会・連盟）が主催する大会については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加可能とする。

② 公式試合以外

他校との試合（練習試合を含む。）については、県内（可能な限り同地区）の学校間に限定して、交流校との飲食（顧問同士も含む。）や宿泊を伴わない範囲内で実施可能とする。

ただし、実施に当たっては、交流校の所在する地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめ、以下の事項を厳守すること。

- ・ 公式大会に準じた感染拡大防止対策を講じること。
- ・ 相手校との接触の機会を最小限にとどめること。
- ・ プレー時以外は常にマスクを着用し、大声をださないこと。
- ・ バスを利用する際は、窓を開ける等、常時換気するとともに、移動時は私語や飲食せず、マスクを必ず着用するなど、感染対策を徹底すること。

【試合実施に当たっての留意事項】

① 一般的な事項

- ア 毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等（頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状）が見られる場合は、参加しないこと。（簡易検査キット等で陰性の場合も、風邪症状等がある場合は参加しない。）
- イ 競技（運動）の合間や更衣室ではマスクを必ず着用すること。
- ウ プレー時以外は常にマスクを着用し、声援、指示など大声を出さないこと。
- エ 公共交通機関利用後やエレベーター等、不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- オ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- カ 移動の際も含めて、マスクを外した状態での会話は避けること。
- キ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けられるよ

う十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。

ク 試合後2週間は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医^{*}に相談し、指示を仰ぐこと。

ケ バスを利用する際は、窓を開ける等、常時換気するとともに、移動時は私語や飲食をせず、マスクを必ず着用するなど、感染対策を徹底する。

コ 練習試合等では、相手校との接触の機会を最小限にとどめる。

※かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

② 全国・東北大会に係る留意事項

別添2「部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項」のとおり

(5) 合宿

合宿(学校単独で行うものを含む)は禁止する。

ただし、全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定を受けた選手又はチームは、合宿を可能とするが他のチーム及び選手と合同実施するものは認められない。また、実施に当たっては、合宿を行う地域の感染状況等を事前に確認するとともに、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめること。並びに、別添2「部活動の全国・東北大会等参加に当たっての留意事項」に基づき、万全の対策を講じること。

(7) 練習等活動時の留意事項

① 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合は、参加しないこと。

② 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

③ 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

④ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

4 外部人材の活用について

県内の人材に限り来校による直接の指導を実施可能とする。ただし、外部人材及び児童生徒ともにマスクを着用する、身体的距離を確保する、換気を徹底するなどの必要な対策を講じることができない場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

5 健康観察の徹底について

本人や同居家族に風邪症状等(頭痛、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚や嗅覚の異常、発熱、その他いつもと違う症状)が見られる場合、児童生徒及び教職員が登校または出勤しないことを徹底すること。

6 学校外における文化・スポーツ団体での活動等について

軽微な場合でも平常時の体調と異なる場合は、参加しないこととし、参加する場合は、各自が感染防止対策の徹底に努めること。